

(様式5)

都 行 第 7 9 5 号

平成 30 年 10 月 10 日

広告代理店 }
広告主 } 御中

さいたま市長 清 水 勇 人
(公 印 省 略)

広 告 掲 載 に 係 る 見 積 書 に つ い て (依 頼)

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、広告事業の一環として下記広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、別添見積書様式にて下記のとおり、当該広告掲載に係る見積書及び広告掲載申込書兼誓約書を提出下さいますようお願いいたします。

記

- 1 広告媒体名称 ①市民税・県民税 納税通知書送付用封筒
②軽自動車税 納税通知書送付用封筒
- 2 募集内容 別紙「広告掲載仕様書」のとおり
- 3 広告主等の
決定方法 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却
- 4 提出期限 平成 30 年 10 月 25 日 (木) 正午までに「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」を封緘の上、ご提出ください。
- 5 提出先 さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所 5 階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
- 6 その他 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 宮澤・神田

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1985

E-Mail : kaikaku@city.saitama.lg.jp

見積書提出に当たっての留意点

1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効といたします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	市民税・県民税 納税通知書送付用封筒	
発行部数	約 250,000 部	
規格	判型	封筒 洋長3 (縦 120mm×横 235mm)
	ページ	1 ページ (封筒裏面)
	色	緑色 (郵便区内特別) 又は青色 (料金後納)
発行頻度	1 月あたり約 4,000 部を発行。 平成 31 年 6 月のみ約 206,000 部を発行。	
発行日	平成 31 年 5 月～平成 32 年 4 月	
配布期間	上記の各発行日	
内容	市民税・県民税 納税通知書の送付用封筒	
配布エリア・対象	市民税・県民税の納税義務者 (普通徴収・公的年金からの特別徴収)	
配布方法	上記発行日に納税義務者本人に郵送	
発行元	財政局税務部市民税課で一括作成し、各区課税課名で発送する なお、平成 32 年 1 月以降は、北部・南部市税事務所個人課税課名で発送する。	
備考	封筒の色の内訳は、緑色が約 97%、青色が約 3%	

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース (縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
裏面	70 mm×150 mm	1 枠	1 色 (緑又は青)	162,000 円
	mm× mm	枠	色	円
特記事項	① 広告主及び広告主の連絡先を表示する ② 広告掲載が望ましくない業種・内容 ・ 税理士 (単独業者のみ。協会は可) ・ 死を連想させる内容 ③ 広告枠内上部に縦 5mm×横 10mm程度の大きさに「広告」と表示し枠囲みする ④ 広告のデザイン等に要する費用は、広告主の負担とする ⑤ 平成 31 年 5 月から同年 12 月までは各区課税課の封筒、平成 32 年 1 月から同年 4 月までは北部・南部市税事務所個人課税課の封筒で送付する。			
初稿入稿締切	平成 30 年 12 月 26 日 (水)			
最終入稿締切	平成 31 年 1 月 31 日 (木)			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費 (版下・デザイン) は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください (データ形式: イラストレーター、文字はアウトライン化)。

※入稿時には出力見本を添えてください。

※初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこともあります。その場合であっても広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。

3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。
申込締切日	平成 30 年 10 月 25 日 (木) 正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1985
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ

封筒裏面の 70mm×150mm スペースが広告

【郵便区内特別】

表面



裏面



【料金後納】

表面



裏面



広告

※イメージ図は平成 30 年度のものです。

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな
住 所

ふり がな
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称
「市民税・県民税 納税通知書送付用封筒」

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

※広告代理店が申込む場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること（広告主が決定していない場合は未定とすること）。

(様式7)

見 積 書

1 広告媒体名称

「市民税・県民税納税通知書送付用封筒」

2 金

額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	軽自動車税 納税通知書送付用封筒		
発行部数	約 187,200 部		
規格	判型	封筒 洋長3 (縦 120mm×横 235mm)	
	ページ	1 ページ (封筒裏面)	
	色	緑色 (郵便区内特別) 又は青色 (料金後納)	
発行頻度	平成 31 年 5 月 : 約 187,200 部を発行 平成 31 年 6 月～平成 31 年 12 月 : 若干数を随時発行		
発行日	平成 31 年 5 月～平成 31 年 12 月		
配布期間	上記の各発行日		
内容	軽自動車税納税通知書の送付用封筒		
配布エリア・対象	軽自動車税の納税義務者		
配布方法	上記発行日に納税義務者本人に郵送		
発行元	財政局税務部市民税課で一括作成し、各区課税課名で発送する		
備考			

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース (縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
裏面	70 mm × 150 mm	1 枠	1 色 (緑又は青)	121,305 円
	mm × mm	枠	色	円
特記事項	① 広告主及び広告主の連絡先を表示する ② 広告掲載が望ましくない業種・内容 ・軽自動車税および自動車税の課税対象となる自動車等にかかわる収益事業を営む業種又は業者 ・交通死亡事故を連想させる業種又は業者 ③ 広告枠内上部に縦 5mm×横 10mm程度の大きさに「広告」と表示し枠囲みする ④ 広告のデザイン等に要する費用は、広告主の負担とする。			
初稿入稿締切	平成 30 年 12 月 12 日 (水)			
最終入稿締切	平成 30 年 1 月 23 日 (水)			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費 (版下・デザイン) は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください (データ形式 : イラストレーター、文字はアウトライン化)。

※入稿時には出力見本を添えてください。

※初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこともありますので、その場合であっても広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。

3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。
申込締切日	平成 30 年 10 月 25 日（木）正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1985
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ

封筒裏面の 70mm×150mm スペースが広告



※イメージ図は平成 30 年度のものです。

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな
住 所

ふり がな
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称

「軽自動車税 納税通知書送付用封筒」

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

※広告代理店が申込む場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること(広告主が決定していない場合は未定とすること)。

(様式7)

見 積 書

1 広告媒体名称

「軽自動車税 納税通知書送付用封筒」

2 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したの
で、見積します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊟

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。